

平成 3 0 年 5 月 総会議事録

日 時 平成 30 年 5 月 29 日 (火)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 80 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 平成 30 年 5 月 29 日 (火)
午前 9 時 30 分開会 午前 10 時 40 分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東 80 会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 11 号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
 - 議案第 12 号 農用地利用集積計画について
 - 議案第 13 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第 14 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
 - 議案第 15 号 県営土地改良事業（東細谷地区）参加資格の承認について
 - (2) 報告
 - 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
 - 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 - 報告第 5 号 現況証明について
- 4 その他
 - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 井川 和英	2 番 池田 和浩	3 番 石黒あゆみ
4 番 石橋 正通	5 番 伊藤 英二	6 番 今泉 武男
7 番 神谷 明男	8 番 木下 忠久	9 番 清原さと子
10 番 小林 尚美	11 番 近藤 好幸	12 番 佐藤 辰己
13 番 白井 隆好	14 番 鈴木 延安	15 番 高部 宏生
16 番 内藤 喜章	17 番 中島 博文	18 番 日向 勉
19 番 福井 直子	20 番 松井 一郎	21 番 水野 敏久
22 番 村田恵理子	23 番 村松 史子	24 番 渡辺 政明

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者

事務局

事務局長 鈴木孝昌
 主幹 及部祥宏
 主事 菊池亮輔
 主事 小口博之

農業企画課

専門員 福井恒夫
 主事 森本裕之

8 議事の経過

事務局

定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 5 月総会を開会いたします。

内藤会長、よろしくお願いいたします。

議長

<あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会総会会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、24 名全員ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認め、議席番号 20 番松井一郎委員、同 1 番井川和

英委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、16日の書類説明会、農業委員による現地調査、22日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について担当者から説明がありますので、お聞きください。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

22日の農地審査会以降、農地法第3条関係の変更、取下げ、保留はございません。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

22日の審査会以降、4、5条関係におきましては特に変更取下げ等はございません。

よろしくお願いします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から6番までの6件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第8号、1ページをお願いします。

取得目的について、番号1番は隣接農地を取得する案件、番号2番、3番は、経営規模拡大のために取得した農地を経営移譲年金受給中のため後継者に移譲する案件、番号4番、5番はそれぞれ番号5番、4番と交換して効率化を図る案件、番号6番は隣接農地を受贈する案件で、番号2番3番は同時申請となっています。

権利の種類について、番号1番、2番、4番、5番、6番は所有権の移転です。番号3番は使用貸借による権利の設定です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、農機

具の保有状況は、全案件とも、トラクター等大型機械を保有しており、その他必要な農機具も十分あります。従事者については、すべて2名以上の農作業従事者がいます。番号2番及び6番の申請者は、70歳以上の高齢者ではありますが、高齢者取得理由書が提出されており、労働意欲や健康状態に問題はなく、後継者の存在も認められます。

また、申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、番号6番の所有農地のうち2筆が、極小農地のため、それぞれ農業委員の方に耕作に供さない土地であることを確認していただきました。その他の土地につきましては、耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われます。

第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当はありません。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第4号、取得後において常時従事するかどうかについては、全案件とも、申請者が150日以上従事しています。

第5号、取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、全案件で申請前から50a以上あります。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

委員 質疑、意見のある方は、発言願います。

議長 「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、許可することに決しました。

続きまして、議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

はい、議長。説明させていただきます。

議案第9号、2ページをお願いします。

転用目的については、店舗併用住宅です。

農地種別については、3種農地と判断されます。

資力については、自己資金のみです。

信用性については、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成30年6月28日に着工し、平成30年9月30日に完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等については、建築物建設のため都市計画法上の申請がされています。

農地以外の土地の利用見込みについては、申請外宅地が212㎡あります。

計画面積の妥当性については、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣接地が農地以外である旨の記載があります。

一時転用については、該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から12番までの12件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第10号、3ページ及び4ページをお願いします。

権利の種類について、所有権移転は、番号1番、2番、6番から9番、11番です。賃借権の設定は、番号3番、5番です。使用貸借による権利の設定は、番号4番、12番です。なお、番号10番は申請地の内1筆が所有権の移転で、1筆が地上権の設定です。

転用目的については、番号1番が社会福祉施設、2番、3番が駐車場、4番、12番が分家住宅、5番から10番が太陽光発電設備、11番が自己用住宅です。

農地種別について、3種農地と判断されるのは、番号1番、2番、9番、11番、12番です。2種農地と判断されるのは、番号5番、10番です。1種農地と判断されるのは、番号4番、6番から8番ですが、すべて許可要件である集落接続に該当します。番号3番は農用地ですが、許可要件である農業用施設に該当します。

資力について、自己資金及び借入金は、番号4番、11番です。自己資金のみは、番号1番から3番、7番から10番です。借入金のみは、番号5番、6番、12番です。

信用性については、全案件とも特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、全案件とも、該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成30年6月20日から平成30年9月1日までに着工し、平成30年8月31日から平成31年1月31日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号1番、4番、11番、12番です。その他の案件については、該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号9番は申請外宅地が24.75㎡あります。その他の案件については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号1番から7番、10番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号8番、9番、11番、12番です。

一時転用については、該当ありません。

以上が、許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 員 「進 行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号7番及び8番については、農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、「議案第11号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて」を議題といたします。

番号1番及び2番の2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第11号、5ページをお願いします

番号1番2番については、許可後、物置を建設する予定でしたが、計画が変更になり建設を見合わせる中で、長男から一部を

分家住宅用地として利用したい旨の要望があり、分筆してそれぞれ分家住宅と店舗併用住宅として開発許可を取りなおすため併せて事業計画変更承認願いをするものです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、ご異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第 12 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第 12 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、4 月 26 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法 第 18 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、5 件 12 筆 13,977 ㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、さる 5 月 22 日の農地審査会において、内藤喜章会長、水野敏久会長職務代理者、小林尚美委員に審査をお願いし、「可」の旨の意見をいただいております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である

1 号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

2 号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第 13 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 13 号 8 ページをご覧ください。

議案第 13 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

番号 1 番は、水稻、畑作及び果樹による経営です。特例農地の 5 筆は水稻の栽培、1 筆はネギ等の野菜の栽培、7 筆は柿等の果樹の栽培、3 筆は保全管理です。

番号 2 番は、畑作による経営です。特例農地の 2 筆はブロッ

コリー等の野菜の栽培です。

番号3番は、畑作及び果樹による経営です。特例農地の2筆は梅の栽培、2筆は保全管理です。

番号4番は、畑作及び果樹による経営です。特例農地の2筆はサツマイモの栽培、2筆はイチジク等の栽培です。

番号5番は、畑作及び果樹による経営です。特例農地の1筆はサツマイモの栽培、1筆はイチジク等の栽培です。

この5件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、議案に記載の委員の皆さんに、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地は、番号1番に7筆、番号2番、4番及び5番の特例適用農地のすべて並びに番号3番に2筆が該当いたします。

以上です。

議長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、議案第14号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号1番及び2番の2件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第14号9ページをご覧ください。

議案第14号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

番号1番は、水稻、畑作及び施設園芸による経営です。特例農地の2筆は水稻の栽培、2筆は枝豆等の栽培、2筆はハウスにおける観葉植物（グズマニア等）の栽培、1筆は保全管理です。

番号2番は、水稻、畑作及び施設園芸による経営です。特例農地の7筆は水稻の栽培、4筆はハウスにおける水菜の栽培、3筆は保全管理、1筆には農業用倉庫が建築されていました。

この2件については、議案に記載の委員の皆さんに現地調査をしていただいた結果、その利用状況は、番号2番の1筆を除きすべて農地であることを確認していただきました。

また、番号2番に1筆、農業用倉庫が建っていましたが、20年前の納税猶予を受けた時点では、畑として利用されていました。その後に農業用倉庫を建てて現在に至ります。

税務署にはその旨報告となりますが、それによって納税猶予に係る期限の確定の対象となる転用にはあたりません。

また、市街化区域内の農地はありませんでした。

以上です。

議長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

神谷委員

はい。番号2番の農業用倉庫ですが、地目が農地以外になっても納税猶予に影響ないのでしょうか。

事務局

はい。納税猶予において農地でなければいけないのは、あくまで当初の申請をする時だけで、その後に農業用の倉庫や作業場に転用し、たとえ地目を宅地に変えても問題ありません。但し、農業用倉庫を建てた後にそれを壊し、農業用以外の目的で駐車場や倉庫を作れば、その時点で、止まってしまうものです。

議長

他にありませんか。

委員

「進 行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

事務局	続きまして、議案第 15 号「県営土地改良事業（東細谷地区）参加資格の承認について」を議題といたします。 番号 1 番から 34 番までの 34 件を一括上程いたします。 内容については、事務局に説明を求めます。
	はい、議長。説明させていただきます。
	議案第 15 号、10 ページから 11 ページをお願いします。
	土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、土地所有者より土地改良事業への参加申出がありました。
	この度の申出に係る土地改良事業につきましては、県営土地改良事業（東細谷地区）です。
	県営土地改良事業（東細谷地区）につきましては、今年度の事業着手を目指しており、事業内容につきましては、地区面積の約 150ha の内、受益面積 102ha の区画整理を実施する計画です。
	今回、参加資格の交替の申出件数は 34 件、110 筆、148,741.83 ㎡あります。申出の理由につきましては、土地改良事業の参加資格者は、本来、耕作者にありますが、本事業では区画整理による用地の区画の規模・形状変更が行われる計画であり、所有者の用地が大きく動くこととなるため、資格の交替を申し出されたものであります。
	資格者である耕作者から所有者へ事業に参加する資格を交替することが、土地改良事業の円滑な推進や管理運営に資することとなる等、土地改良事業の目的に照らし妥当と認められますので、本件の承認をお願いするものでございます。
	ご審議のほど、よろしく願いいたします。
	議長
それでは質疑に入ります。	
質疑、意見のある方は、発言願います。	
委員長	「進 行」
	進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
	これより採決に入ります。
委員全員 議長	本案については、承認することに決して、異議ございませんか。
	「異議なし」
	異議なしと認めます。
	よって本案はさよう決しました。
	以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたし

ました。

事務局

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

はい、議長。報告させていただきます。

議案の 12 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 27 番までの 27 件については、相続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 16 ページをお願いします。

報告第 2 号の番号 1 番から 7 番までの 7 件、及び 17 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 42 番までの 42 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 24 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 8 番までの 8 件については、備考欄に記載の農地法第 3 条許可及び利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 26 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番の 1 件については、20 年以上非農地であることの現況証明願いです。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、5 月 25 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、農地課税となっています。報告は以上です。

議長

報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長

ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前 10 時 8 分中断）

<農地銀行運営委員会議>

議長

総会を再開いたします。（午前 10 時 18 分再開）
次に連絡事項をお願いいたします。

事務局
議長

＜連絡事項＞

その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(午前 10 時 40 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

平成 30 年 5 月 29 日

議 長
(会 長)

議事録署名者
(20 番 松井 一郎 委員)

議事録署名者
(1 番 井川 和英 委員)